

## 今帰仁村児童生徒等の県外派遣等に関する補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 7 日

要綱第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、今帰仁村に在住する児童生徒、今帰仁村立小学校、中学校の児童生徒等及び今帰仁村に所在する県立高等学校の生徒（以下「児童生徒」という。）が、沖縄県を代表し、国、地方公共団体若しくは運動競技・文化団体の主催又はこれらと関連団体との共同主催による各種大会等（以下「各種大会等」という。）に参加するため、県外又は県内の離島に派遣される場合における補助金の交付に関し、必要事項を定める。

(補助の対象)

第 2 条 補助金は、次に掲げる各号のいずれかに該当し、かつ大会要項等に基づき登録された人員の範囲内で派遣される場合に交付する。

- (1) 前条に規定する児童生徒であつて、学校教育活動の一環として行われる大会等の成績により選抜又は推薦を受け、各種大会等に派遣される場合。
- (2) 前条に規定する児童生徒であつて、競技力向上を図るための交流試合又は前号以外の大会等の成績により選抜又は推薦を受け、各種大会等に派遣される場合で、村長が認めた場合。
- (3) 前条に規定する児童生徒で、小中学生に限り、国頭地区大会で優秀な成績を収め、かつ地区連盟等からの選抜又は推薦を受けた場合で、国頭地区代表として県外の各種大会に派遣される場合。
- (4) 第 1 号、第 2 号及び第 3 号の大会へ引率する監督、コーチそれぞれ 1 名とする。  
その適用範囲については、大会名簿に登録されている者で、かつ、児童生徒に対する指導料等を得ていないものとする。

(派遣費補助基準)

第 3 条 前条に該当する者の補助金は予算の範囲内において、算出経費の交通費、宿泊費合計額の 1/2 以下とする。ただし、沖縄本島内の移動にかかる費用を除くこととし、他の関係機関、団体等から助成金又は旅費等の支給がある場合には、当該金額を控除した額の 1/2 以下とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、事業着手前に今帰仁村児童生徒等の県外派遣等に関する補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類に必要に応じ、監督・コーチ確認書（様式第 1 号-2）を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 予算見積書（費用の内訳が確認できるもの）
- (2) 事業計画書（行程表・日程表）
- (3) 派遣人数名簿（選手登録名簿等）
- (4) 大会要項等
- (5) その他村長が必要と認めた書類

2 次に掲げるもので村長が特別の事情があると認めるときは、事業の着手後においても補助金の交付申請を行うことができる。ただし、当該事業の着手日の翌日から起算して 30 日以内に補助金の交付申請書を提出しなければならない。

- (1) 村の予算措置がなされていないため、事業の着手前に交付申請ができなかった場合。
- (2) 病気、事故、災害等のため、事業の着手前に交付申請ができなかった場合。
- (3) その他真にやむを得ない事情があると村長が認めるもの。

(補助金の交付決定)

第5条 村長は前条の補助金交付申請を受けたときは、精査するとともに補助金交付の可否を決定し、今帰仁村児童生徒等の県外派遣等に関する補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 補助金の交付を受けた者は、当該事業終了後、30日以内に今帰仁村児童生徒等の県外派遣等に関する補助金実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 派遣人数名簿(実績数)
- (2) 経費の内訳
- (3) 領収書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第7条 村長は、前条の実績報告が提出された場合は、精査するとともに補助金交付の可否を決定し、今帰仁村児童生徒等の県外派遣等に関する補助金交付確定通知書(様式第4号)により補助金の交付確定を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、補助金交付確定後に一括して支払うものとする。ただし村長が認める場合は、事業実施前に交付することができる。この場合においては、当該事業終了後、15日以内に今帰仁村児童生徒等の県外派遣等に関する補助金受領書(様式第5号)を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 この要綱により補助金の交付を受けた者が、その目的以外の用途に使用し又は不正な行為があったと確認される場合は、交付決定を取り消すとともに既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

この要綱は、平成29年12月21日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。